精華町農業委員会会議録

１、開会の日時　　令和３年５月１０日午後１時３０分

２、開会の場所　　役場庁舎６階審議会室

３、出席した農業委員は次のとおりです。

１番　井澤　茂治	４番　森本　　豊
５番　藤村　絹子	９番　井上　和也
１０番　田中　安弘	１１番　森島　隆詞
１５番　山本　　功	１６番　杉嶋　秀美
１７番　新司　吉行	１８番　岩井　三郎
１９番　太田　廣之	

４、欠席した委員は次のとおりです。

３番　松尾　清敏	７番　草嶋　邦子
８番　山本　千惠子	

５、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

な　し

６、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

２番　野秋　博史	６番　中川　茂成
１２番　米澤　貞幸	１３番　中村　　正
１４番　田中　吉照	

事務局　　上村　篤司
　　植山　さゆみ

７、議案

議案第１号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案第２号　　令和３年度農用地利用集積計画（第１次）の決定について
報告第１号　　農地法第４条第１項第８号の規定による届出について
報告第２号　　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について
報告第３号　　２アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について

８、署名委員

１１番　森島　隆詞	１６番　杉嶋　秀美

９、閉会の日時　　令和３年５月１０日午後２時２０分

審議の経過

議　長　　それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和３年第５回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は１４名中１１名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第２７条３項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員の出席はございません。

さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスによる３回目の緊急事態宣言が４月２５日から５月１１日まで出され、更に５月末まで延長されました。

このような状況下での総会開催にあたり、当委員会といたしましても、推進委員には出席を控えていただき、感染予防対策をより強化しての総会開催とさせていただきました。

今の情勢をご理解の上、何卒よろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、１１番森島隆詞委員、１６番杉嶋秀美委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議　長　　議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局　　それでは議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

１ページをお開きください。１番でございます。

【　提案説明　】

場所については２ページの地図のとおりです。

立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で甲種、１種、２種及び３種のいずれの要件にも該当しない農地で第２種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

しかし、京都府山城南土木事務所施設保全室、京都府山城広域振興局農商工連携・推進課、精華町建設課及び当委員会とで府道側にある京都府の水路の桝についての取扱いをどのようにするかを立会いし検討することとなっております。

その後、申請代理人に問題点の内容を伝え、問題点解消に向けた書類の提出をいただき、それを付して京都府に進達を予定しております。

したがいまして、これらの問題点が解決されれば、農地法第５条第２項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　長　　この件については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井　上　　９番、井上です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、４月２２日、藤村委員、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域の農用外であります。露天資材置き場に転用するということです。

隣接地の地権者の同意も得られており、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、山城南土木事務所施設保全室と精華町建設課の問題点を解消することで許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第１号については、山城南土木事務所施設保全室と精華町建設課の問題点を解消することで許可相当の意見を付して、知事に進達することに決定いたします。

議　長　　次に議案第２号、令和３年度農用地利用集積計画（第１次）の決定について、を議題とします。

１番から１３番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局　　３ページをお開きください。

それでは議案第２号、令和３年度農用地利用集積計画（第１次）の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求める。

次ページ４ページをお開きください。１番でございます。

【　提案説明　】

場所については１２ページの地図のとおりです。

４ページに戻っていただき、２番及び３番でございます。設定を受ける者が同じなので一括で提案説明させていただきます。

【　提案説明　】

場所については１４、１５ページの地図のとおりです。

５ページに戻っていただき４番でございます。

【　提案説明　】

場所については１７ページの地図のとおりです。

５ページに戻っていただき、５番、及び次ページ６番でございます。

【　提案説明　】

場所については１９、２０ページの地図のとおりです。

続きまして６ページに戻っていただき、７番でございます。

【　提案説明　】

場所については２２ページの地図のとおりです。

６ページに戻っていただき、８番でございます。

【　提案説明　】

次ページ９番、１０番でございます。設定を受ける者が同じなので、続けて説明させていただきます。

【　提案説明　】

場所については２４、２５ページの地図のとおりです。

７ページに戻っていただき、１１番でございます。

【　提案説明　】

場所については２７ページの地図のとおりです。

８ページに戻っていただき、１２番でございます。

【　提案説明　】

場所については２９ページの地図のとおりです。

８ページに戻っていただき、１３番でございます。

【　提案説明　】

場所については３１、３２ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。

以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、議案第２号の１番から１３番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第２号の１番から１３番についての計画は議案どおり決定いたします。

議　長　　続きまして、１４番及び１５番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、岩井委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。
　それでは事務局、１４番及び１５番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　９ページをお開きください。１４番でございます。
　【　提案説明　】
　続きまして１０ページ、１５番でございます。
　【　提案説明　】
　場所については、１４番につきましては３４ページ、１５番につきましては、３５ページから３７ページの地図のとおりです。
　以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。
　以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、１４番及び１５番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第２号、１４番及び１５番の計画は議案どおり決定いたします。
　岩井委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長　　岩井委員にお伝えします。議案第２号、１４番及び１５番の計画は議案どおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、１６番ですが、農業委員会等に関する法律第３１条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。
　それでは事務局、１６番の議案の提案及び説明を願います。

事務局　　１０ページをお開きください。１６番でございます。
　【　提案説明　】
　場所については３９ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。
以上です。

議　長　　それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。何かご質問等ございませんか。

議　長　　異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議　長　　それでは、１６番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議　長　　ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第２号、１６番の計画は議案どおり決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議　長　　井澤委員にお伝えします。議案第２号、１６番の計画は議案どおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、報告第１号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局　　４０ページをお開きください。報告第１号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、でございます。１番でございます。
【　内容報告　】
場所については４１ページの地図のとおりです。
以上です。

議　長　　専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議　長　　なければ報告第１号を終わります。

議　長　　報告第２号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局　　それでは４２ページをお開きください。報告第２号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、でございます。１番でございます。
【　内容報告　】
場所については４３ページの地図のとおりです。

２番でございます。

【　内容報告　】

場所については４４ページの地図のとおりです。

以上です。

議　長　　何か質問等ございませんか。

議　長　　なければ報告第２号を終わります。

議　長　　続きまして、報告第３号、２アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、を報告します。

事務局より報告願います。

事務局　　４５ページをお開きください。報告第３号、２アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、でございます。１番でございます。

【　内容報告　】

場所については次ページの４６ページの地図のとおりです。

以上です。

議　長　　何か質問等ございませんか。

議　長　　なければ報告第３号を終わります。

議案書につきましては以上でございます。

議　長　　ここで、1月の総会で報告いたしました２アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について、地区担当委員の新司委員より報告がありますので、お願いします。

新　司　　１７番、地区担当委員の新司です。

１月１３日開催の農業委員会総会で報告第２号として２アール未満の農業用施設用地に係る転用計画書の届出について報告いたしました下狛久保田１番１の案件について、地区担当委員として同意し捺印をいたしましたが、本人より令和３年４月１６日に施設建設を取り止める旨の届出がされましたので、地区担当委員として報告させていただきます。

なお、現地は農地のままであることを確認しております。

以上です。

議　長　　ありがとうございました。

＜　その他　＞

議　長　　それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

６月４日金曜日１３時３０分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を６月４日金曜日１３時３０分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後２時２０分